

技能実習法に係る九州・沖縄地域協議会運営規程

- 1 九州・沖縄地域協議会（以下「地域協議会」という。）の組織及び運営は、「技能実習法に係る九州・沖縄地域協議会の設置要綱」（平成 30 年 7 月 24 日施行）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 2 地域協議会構成員以外の団体等から地域協議会への参画に係る要望がなされた場合には、次のとおり取り扱う。
 - （1）地域の労使団体等（以下「労使団体等」という。該当の有無は事務局で判断）から参画に係る要望がなされた場合には、地域協議会の冒頭に意見陳述する場を設ける。
 - （2）労使団体等以外の団体等から参画に係る要望がなされた場合には、事前に意見書の提出を求め、提出された場合は、当該意見書を地域協議会の資料として共有する。

附則 この規程は、平成 30 年 7 月 24 日から施行する。